

令和2年12月10日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

県土整備局

## 目 次

I	県立都市公園の指定管理者の選定基準等について	1
II	県立相模湖公園及び県立相模湖漕艇場の指定管理者の選定基準等について	8
III	県立秦野戸川公園及び県立山岳スポーツセンターの指定管理者の選定基準等について	16
IV	神奈川県都市公園条例の一部改正について	24
V	県道湘南台大神の路線の認定について	27
VI	津波災害警戒区域の指定に向けた取組について	29
VII	相模湾沿岸海岸侵食対策計画の改定素案について	31
VIII	神奈川県流域下水道事業経営ビジョンの策定素案について	35
IX	神奈川県賃貸住宅供給促進計画の一部改定素案について	39
X	県営住宅等の指定管理者の選定基準等について	42
XI	神奈川県建築基準条例等の一部改正について	48
XII	神奈川県手数料条例の一部改正について	50
XIII	神奈川県耐震改修促進計画の改定について	53
XIV	高速横浜環状南線に係る行政代執行の実施について	55

## I 県立都市公園の指定管理者の選定基準等について

県立都市公園（別紙一覧表のとおり。スポーツ局所管のスポーツ施設との一括募集を行う相模湖公園及び秦野戸川公園を除く。以下同じ。）の指定管理者の募集については、令和2年第3回県議会定例会建設・企業常任委員会（令和2年9月29日）において、募集条件及び選定基準の基本的な考え方等について報告したところである。

このたび、県立都市公園の選定基準について、外部評価委員会の意見を聴取した上で次のとおり定めたので報告する。

### 1 選定基準について

#### (1) サービスの向上（50点）

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

評価項目		評価の視点	配点
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	基本姿勢及び管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方</li> <li>○公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針</li> <li>○利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針</li> <li>○業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等（委託先の選定方法、県内（地域）企業への委託の考え方）</li> </ul> <p>（注）委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。</p>	5
2 施設の維持管理	都市公園施設及び植物の維持管理業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方</li> <li>○施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針</li> <li>○清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針</li> <li>○樹林地や草地の管理、樹木、芝生、</li> </ul>	10

		<p>草花などの植物管理業務等の実施方針</p> <p>○提案内容の実現の見込み</p>	
<p>3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金</p>	<p>利用促進の取組</p>	<p>○公園の特性や利用状況(繁忙期・閑散期等)、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等(有料施設は除く)</p> <p>○有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容</p> <p>○多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等</p> <p>○公園の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等</p> <p>○利用料金の設定、減免の考え方(有料施設がある場合のみ)</p> <p>○提案内容の実現の見込み</p>	<p>10</p>
	<p>利用者対応・サービス向上の取組</p>	<p>○接客や利用者との対話、公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方</p> <p>○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等</p> <p>○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針</p> <p>○神奈川県手話言語条例への対応</p> <p>○提案内容の実現の見込み</p>	<p>5</p>
<p>4 事故防止等安全管理</p>	<p>日常の事故防止、緊急時の対応</p>	<p>○指定管理業務を行う際の公園の特性を踏まえた事故防止等の取組内容</p> <p>○樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等の考</p>	<p>10</p>

		<p>え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（対応方針には、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む）</li> <li>○急病人等が生じた場合の対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等</li> </ul> </li> <li>○新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針</li> <li>○提案内容の実現の見込み</li> </ul>	
	災害への対応（事前、発生時）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○異常気象（大雨、台風、熱中症アラート等）への対応方針（事前、初動、発生時、応急復旧時）</li> <li>○公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応</li> <li>○大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方（地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力等）</li> <li>○提案内容の実現の見込み</li> </ul>	5
5 地域と連携した魅力ある施設づくり	地域との連携体制、取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協力体制の構築等の取組内容</li> <li>○ボランティア団体等の育成・連携、協働の取組内容</li> <li>○周辺施設（他の公園・施設等）との交流・連携の内容</li> <li>○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容</li> <li>○提案内容の実現の見込み</li> </ul>	5

(2) 管理経費の節減等 (25 点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、民間事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
6 節減努力等	<p>(指定管理料を支払う施設)</p> <p>「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額  <math display="block">\frac{\text{積算価格から20\%以上節減している場合は、積算価格から20\%節減した額}}{\text{提案額}} \times 25</math></p> <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。            注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p> <p>(納付金を納める施設)</p> <p>提案額 (満点とする納付金以上の場合は、満点とする納付金の額)  <math display="block">\frac{\text{「最高の提案額」と「満点とする納付金」のうち、低い金額}}{\text{提案額}} \times 25</math></p> <p>注1 「提案額」は、指定期間内の総額とする。            注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p>	25

(3) 団体の業務遂行能力 (25 点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力（専門人材の配置、類似業務の実績等）が確保されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
7 人的な能力、執行体制	<p>人的な能力、執行体制</p> <p>○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地責任者の責務、役割及び経歴、主要職員の役割分担</li> <li>・特に都市公園管理運営の専門知識</li> </ul>	5

		<p>(関係資格の保有等) や経験を有している者の配置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制及び、関係機関における効果的、効率的な情報共有の考え方と仕組み</li> <li>○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況</li> <li>○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々のOJTや研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況</li> </ul>	
8 財政的な能力	財務状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い</li> </ul>	5
9 コンプライアンス、社会貢献	コンプライアンス、社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）</li> <li>○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況</li> <li>○法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績</li> <li>○障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組</li> <li>○神奈川県手話言語条例への対応</li> </ul>	5

		○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組	
10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応、個人情報保護	○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに重大な事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5
11 これまでの実績	類似施設での管理実績等	○指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無	5

## 2 今後の予定

	都市公園条例改正が必要ない公園 (相模三川公園、山北つぶらの公園を除く 22 公園)	都市公園条例改正が必要な公園 (相模三川公園、山北つぶらの公園)
令和3年 1月	・指定管理者を募集開始	
2月		・第1回県議会定例会に、指定管理の新規導入、利用料金制の導入に伴う「都市公園条例」の改正議案を提出
4月	・外部評価委員会等による候補者選定	・指定管理者を募集開始
6月	・第2回県議会定例会に、指定管理者の指定議案を提出	
7月		・外部評価委員会等による候補者選定
9月		・第3回県議会定例会に、指定管理者の指定議案を提出
令和4年 4月	・指定管理者による管理運営開始	



## 県立都市公園一覧表

番号	公園名	所在地	開園面積 (ha)	備考
1	塚山公園	横須賀市	4.7	
2	保土ヶ谷公園	横浜市保土ヶ谷区	34.0	
3	三ツ池公園	横浜市鶴見区	29.7	
4	葉山公園	葉山町	1.7	2公園を1単位で募集
5	はやま三ヶ岡山緑地	葉山町	29.6	
6	湘南海岸公園	藤沢市	17.4	
7	相模湖公園	相模原市緑区	2.5	スポーツ施設と一括募集
8	城ヶ島公園	三浦市	14.6	
9	恩賜箱根公園	箱根町	15.9	
10	辻堂海浜公園	藤沢市	19.9	2公園を1単位で募集
11	湘南汐見台公園	茅ヶ崎市	1.6	
12	観音崎公園	横須賀市	70.4	
13	東高根森林公園	川崎市宮前区	11.8	
14	相模原公園	相模原市南区	26.0	
15	大磯城山公園	大磯町	10.0	
16	七沢森林公園	厚木市	64.6	
17	四季の森公園	横浜市緑区	45.3	
18	座間谷戸山公園	座間市	30.6	
19	秦野戸川公園	秦野市	36.1	スポーツ施設と一括募集
20	津久井湖城山公園	相模原市緑区	95.0	
21	茅ヶ崎里山公園	茅ヶ崎市	35.2	
22	あいかわ公園	愛川町	52.0	
23	相模三川公園	海老名市	16.8	
24	おだわら諏訪の原公園	小田原市	15.4	
25	境川遊水地公園	横浜市、藤沢市	26.1	
26	山北つぶらの公園	山北町	17.9	

II 県立相模湖公園及び県立相模湖漕艇場の指定管理者の選定基準等について  
 県土整備局所管の県立相模湖公園とスポーツ局所管の県立相模湖漕艇場の指定管理者の募集については、令和2年第3回県議会定例会建設・企業常任委員会（令和2年9月29日）及び国際文化観光・スポーツ常任委員会（令和2年9月30日）において、募集条件及び選定基準の基本的な考え方等について報告したところである。

このたび、この一括募集に係る選定基準について、外部評価委員会の意見を聴取した上で次のとおり定めたので報告する。

### 1 選定基準について

#### (1) サービスの向上（50点）

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

評価項目		評価の視点	配点
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	基本姿勢及び管理運営方針	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方</li> <li>○相模湖公園と相模湖漕艇場（以下「両施設」という）の一体的な管理運営に当たっての基本的な考え方               <ul style="list-style-type: none"> <li>・横断的な施設の管理運営体制</li> <li>・イベントの開催をはじめとする両施設の連携、協力等</li> <li>・一体的な管理運営による経費節減の考え方、効果等</li> </ul> </li> <li>○両施設固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針</li> <li>○利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針</li> </ul> <p><b>【相模湖漕艇場】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ・競技振興に関する考え方               <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来に向けたパラローイングを含むボート競技の人口拡大や競技者の育成についての考え方</li> </ul> </li> </ul>	5

		<p><b>【共通】</b></p> <p>○業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等（委託先の選定方法、県内（地域）企業への委託の考え方）</p> <p>（注）委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。</p>	
2 施設の維持管理	都市公園施設及びスポーツ施設、植物の維持管理業務の実施方針	<p><b>【共通】</b></p> <p>○一体的な管理運営による効率的な維持管理（経費節減効果を含む）</p> <p>○両施設の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方</p> <p>○施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針</p> <p>○清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針</p> <p>○樹林地や草地の管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務等の実施方針</p> <p>○提案内容の実現の見込み</p>	10
3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	利用促進の取組	<p><b>【共通】</b></p> <p>○両施設の特性や利用状況（繁忙期・閑散期等）、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等（有料施設は除く）</p> <p>○有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容</p> <p>○多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等</p> <p>○両施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等</p> <p>○利用料金の設定、減免の考え方（有</p>	10

		<p>料施設がある場合のみ)</p> <p>○両施設を一体的に運営することにより展開する、利用促進のための企画・取組</p> <p><b>【相模湖漕艇場】</b></p> <p>○より多くの利用を図るために実施するパラローイングを含むボート競技の振興に関する取組の実施方針、内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来に向けた競技人口の拡大、競技者の育成及びボート競技に対する県民への周知・理解についての取組</li> <li>・施設の特性を活かした自主事業の内容</li> </ul> <p><b>【共通】</b></p> <p>○提案内容の実現の見込み</p>	
	利用者対応・サービス向上の取組	<p><b>【共通】</b></p> <p>○接客や利用者との対話、利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方</p> <p>○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等</p> <p>○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針</p> <p>○神奈川県手話言語条例への対応</p> <p>○提案内容の実現の見込み</p>	5
4 事故防止等安全管理	日常の事故防止、緊急時の対応	<p><b>【共通】</b></p> <p>○指定管理業務を行う際の両施設の特性を踏まえた事故防止等の取組内容</p> <p>○樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等の考え方</p> <p>○事故・不祥事等の緊急事態が発生し</p>	10

		<p>た場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（対応方針には、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○急病人等が生じた場合の対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等</li> </ul> </li> <li>○新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針</li> </ul> <p><b>【相模湖漕艇場】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボート競技の危険性に鑑み、指定管理業務を行う際の事故防止等の安全確保に関する取組</li> </ul> <p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○提案内容の実現の見込み</li> </ul>	
	<p>災害への対応（事前、発生時）</p>	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○異常気象（大雨、台風、熱中症アラート等）への対応方針（事前、初動、発生時、応急復旧時）</li> <li>○公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応</li> <li>○大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方（地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力等）</li> </ul> <p><b>【相模湖漕艇場】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○2 kmコースを維持するための異常気象への事前対策及び発生時対策の取組内容</li> </ul> <p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○提案内容の実現の見込み</li> </ul>	<p>5</p>

5 地域と連携した魅力ある施設づくり	地域との連携体制、取組	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協力体制の構築等の取組内容</li> <li>○ボランティア団体等の育成・連携、協働の取組内容</li> <li>○周辺施設（他の公園・施設等）との交流・連携の内容</li> <li>○一体的な管理における地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容</li> </ul> <p><b>【相模湖漕艇場】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域振興に関する取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・集客促進や地域経済の活性化につながる企画、地域活性化に資する取組等</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○提案内容の実現の見込み</li> </ul>	5
--------------------	-------------	---	---

(2) 管理経費の節減等 (25点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、民間事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
6 節減努力等	<p>(指定管理料を支払う施設) (両施設の合計額)</p> <p>「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額</p> <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> <p>提案額 (積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額) ×25</p> <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。</p> <p>注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p>	25

(3) 団体の業務遂行能力 (25 点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力（専門人材の配置、類似業務の実績等）が確保されているかについて評価する。

評価項目		評価の視点	配点
7	人的な能力、執行体制	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況</li> <li>・現地責任者の責務、役割及び経歴、主要職員の役割分担</li> <li>・県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制及び、関係機関における効果的、効率的な情報共有の考え方と仕組み</li> </ul> <p><b>【公園】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に都市公園管理運営の専門知識（関係資格の保有等）や経験を有している者の配置状況</li> </ul> <p><b>【相模湖漕艇場】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボート競技に係る経験、経歴を有する者の配置状況、小型船舶操縦士免許(2級)以上の所持者の有無</li> </ul> <p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況</li> <li>○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々のOJTや研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況</li> </ul>	5

8 財政的な能力	財務状況	<p><b>【共通】</b></p> <p>○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い</p>	5
9 コンプライアンス、社会貢献	コンプライアンス、社会貢献	<p><b>【共通】</b></p> <p>○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）</p> <p>○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況</p> <p>○法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績</p> <p>○障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組</p> <p>○神奈川県手話言語条例への対応</p> <p>○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組</p>	5
10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応、個人情報保護	<p><b>【共通】</b></p> <p>○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに重大な事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況</p> <p>○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況</p>	5



11 これまでの実績	類似施設での管理実績等	<b>【共通】</b> ○両指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無	5
------------	-------------	---	---

## 2 今後の予定

- 令和3年2月 利用料金の新規区分設定に伴う「神奈川県立相模湖漕艇場条例」の改正議案を提出
- 4月～ 指定管理者を募集
- 7月～ 外部評価委員会等による候補者選定
- 9月 第3回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出
- 令和4年4月 指定管理者による管理運営開始

### Ⅲ 県立秦野戸川公園及び県立山岳スポーツセンターの指定管理者の選定基準等について

県土整備局所管の県立秦野戸川公園とスポーツ局所管の県立山岳スポーツセンターの指定管理者の募集については、令和2年第3回県議会定例会建設・企業常任委員会（令和2年9月29日）及び国際文化観光・スポーツ常任委員会（令和2年9月30日）において、募集条件及び選定基準の基本的な考え方等について報告したところである。

このたび、この一括募集に係る選定基準について、外部評価委員会の意見を聴取した上で次のとおり定めたので報告する。

#### 1 選定基準について

##### (1) サービスの向上（50点）

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

評価項目		評価の視点	配点
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	基本姿勢及び管理運営方針	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方</li> <li>○秦野戸川公園と山岳スポーツセンター（以下「両施設」という）の一体的な管理運営に当たっての基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・横断的な施設の管理運営体制</li> <li>・イベントの開催をはじめとする両施設の連携、協力等</li> <li>・一体的な管理運営による経費節減の考え方、効果等</li> </ul> </li> <li>○両施設固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針</li> <li>○利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針</li> </ul> <p><b>【山岳スポーツセンター】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ・競技振興に関する考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来に向けた登山・スポーツクライミングの人口拡大や競技者の育成及</li> </ul> </li> </ul>	5

		<p>びレクリエーションの場の提供についての考え方</p> <p><b>【共通】</b></p> <p>○業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等（委託先の選定方法、県内（地域）企業への委託の考え方）</p> <p>（注）委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。</p>	
2 施設の維持管理	都市公園施設及びスポーツ施設、植物の維持管理業務の実施方針	<p><b>【共通】</b></p> <p>○一体的な管理運営による効率的な維持管理（経費節減効果を含む）</p> <p>○両施設の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方</p> <p>○施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針</p> <p>○清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針</p> <p>○樹林地や草地の管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務等の実施方針</p> <p>○提案内容の実現の見込み</p>	10
3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	利用促進の取組	<p><b>【共通】</b></p> <p>○両施設の特性や利用状況（繁忙期・閑散期等）、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等（有料施設は除く）</p> <p>○有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容</p> <p>○多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等</p> <p>○両施設の特性をより効果的に活かす</p>	10

		<p>ために行う自主事業の内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用料金の設定、減免の考え方（有料施設がある場合のみ）</li> <li>○両施設を一体的に運営することにより展開する、利用促進のための企画・取組</li> </ul> <p><b>【山岳スポーツセンター】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○より多くの利用を図るために実施する登山・スポーツクライミングの振興に関する取組の実施方針、内容等</li> <li>・将来に向けた登山・スポーツクライミング人口の拡大、競技者の育成、登山・スポーツクライミングに対する県民への周知・理解についての取組</li> <li>・施設の特徴を活かした自主事業の内容</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○秦野市のはだの丹沢クライミングパークと協働したスポーツクライミングの利用促進（普及啓発等）の取組や自主事業の内容</li> </ul> <p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○提案内容の実現の見込み</li> </ul>	
	<p>利用者対応・サービス向上の取組</p>	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○接客や利用者との対話、利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方</li> <li>○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等</li> <li>○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針</li> <li>○神奈川県手話言語条例への対応</li> <li>○提案内容の実現の見込み</li> </ul>	<p>5</p>

4 事故防止 等安全管理	日常の事 故防止、 緊急時の 対応	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理業務を行う際の両施設の特 性を踏まえた事故防止等の取組内容</li> <li>○樹林地の過密化や巨木化等に起因す る災害を未然に防止する点検等の考 え方</li> <li>○事故・不祥事等の緊急事態が発生し た場合や安全管理の妨げとなりうる 事案を認知した際の対応方針（対応 方針には、利用者に外国人や障がい 者、高齢者が含まれていた場合を含 む）</li> <li>○急病人等が生じた場合の対応 ・救急救命士等の配置、救命に関する 職員研修等</li> <li>○新型コロナウイルス等の感染症に対 する対応方針</li> </ul> <p><b>【山岳スポーツセンター】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○登山・スポーツクライミングの危険 性に鑑み、指定管理業務を行う際の 事故防止等の安全確保に関する取組</li> </ul> <p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○提案内容の実現の見込み</li> </ul>	10
	災害への 対応（事 前、発生 時）	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○異常気象（大雨、台風、熱中症アラ ート等）への対応方針（事前、初 動、発生時、応急復旧時）</li> <li>○公園の「震災時対応の考え方」に示 す初動体制等への対応</li> <li>○大規模災害発生時の公園の特性、立 地状況等に応じた災害対応の考え方 （地域との連携、防災訓練、災害発 生時の協力等）</li> </ul> <p>○提案内容の実現の見込み</p>	5

<p>5 地域と連携した魅力ある施設づくり</p>	<p>地域との連携体制、取組</p>	<p><b>【共通】</b>  ○多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協力体制の構築等の取組内容  ○ボランティア団体等の育成・連携、協働の取組内容  ○周辺施設（他の公園・施設等）との交流・連携の内容  ○一体的な管理における地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容  <b>【山岳スポーツセンター】</b>  ○地域振興に関する取組  ・集客促進や地域経済の活性化につながる企画、地域活性化に資する取組内容  ○秦野市のはだの丹沢クライミングパークと協働し、3つのクライミング施設を活用した地域経済活性化に繋がる取組（イベント、教室、講習会等）  <b>【共通】</b>  ○提案内容の実現の見込み</p>	<p>5</p>
---------------------------	--------------------	--	----------

(2) 管理経費の節減等（25点）

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、民間事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
6 節減努力等	<p>(指定管理料を支払う施設) (両施設の合計額)</p> <p>「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額</p> <hr/> <p>提案額 (積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額) ×25</p> <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。</p> <p>注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p>	25

(3) 団体の業務遂行能力 (25点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力(専門人材の配置、類似業務の実績等)が確保されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
7 人的な能力、執行体制	<p><b>【共通】</b></p> <p>○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地責任者の責務、役割及び経歴、主要職員の役割分担</li> <li>・県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制及び、関係機関における効果的、効率的な情報共有の考え方と仕組み</li> </ul> <p><b>【公園】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に都市公園管理運営の専門知識(関係資格の保有等)や経験を有している者の配置状況</li> </ul> <p><b>【山岳スポーツセンター】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(公社)日本山岳・スポーツライミング協会の公認スポーツライミン</li> </ul>	5

		<p>グコーチ 2 以上の資格を有する者の配置状況</p> <p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況</li> <li>○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々の OJT や研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況</li> </ul>	
8 財政的な能力	財務状況	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い</li> </ul>	5
9 コンプライアンス、社会貢献	コンプライアンス、社会貢献	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）</li> <li>○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況</li> <li>○法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績</li> <li>○障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組</li> <li>○神奈川県手話言語条例への対応</li> <li>○社会貢献活動等、CSRの考え方と</li> </ul>	5



		実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組	
10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応、個人情報保護	<b>【共通】</b> ○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに重大な事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5
11 これまでの実績	類似施設での管理実績等	<b>【共通】</b> ○両指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無	5

## 2 今後の予定

- 令和3年2月 利用料金の新規区分設定に伴う「神奈川県立山岳スポーツセンター条例」の改正議案を提出
- 4月～ 指定管理者を募集
- 7月～ 外部評価委員会等による候補者選定
- 9月 第3回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出
- 令和4年4月 指定管理者による管理運営開始

## IV 神奈川県都市公園条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

神奈川県都市公園条例は、県立の都市公園の設置及び管理について、必要な事項を定めた条例である。

県では、県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しているが、今回、直営で管理している山北つぶらの公園に指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行う。

また、相模三川公園のパークゴルフ場について、指定管理者のインセンティブを高め、利用者のサービスの向上を図ることを目的とした利用料金制を導入するため、所要の改正を行う。

### 2 条例改正の概要

#### (1) 指定管理者により管理する公園の追加

現在、指定管理者に管理を行わせることとしている25公園に、直営で管理している山北つぶらの公園を加え、合計26の公園を指定管理者に管理を行わせる。

公園名	指定管理者に行わせる業務
山北つぶらの公園	1 公園施設の維持管理に関する業務
	2 公園施設の運営管理に関する業務

#### (2) 利用料金制の導入

相模三川公園のパークゴルフ場に利用料金制を導入する。なお、利用料金の上限額については、県内の他自治体にある類似施設の事例などを参考に、料金設定を行った。

名称	区分	単位	利用料金の上限額
相模三川公園	パークゴルフ場	1人1回	高校生（中等教育学校の後期課程に在学する者を含む。以下同じ。）以上の者 200円 中学生（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）以下の者 100円

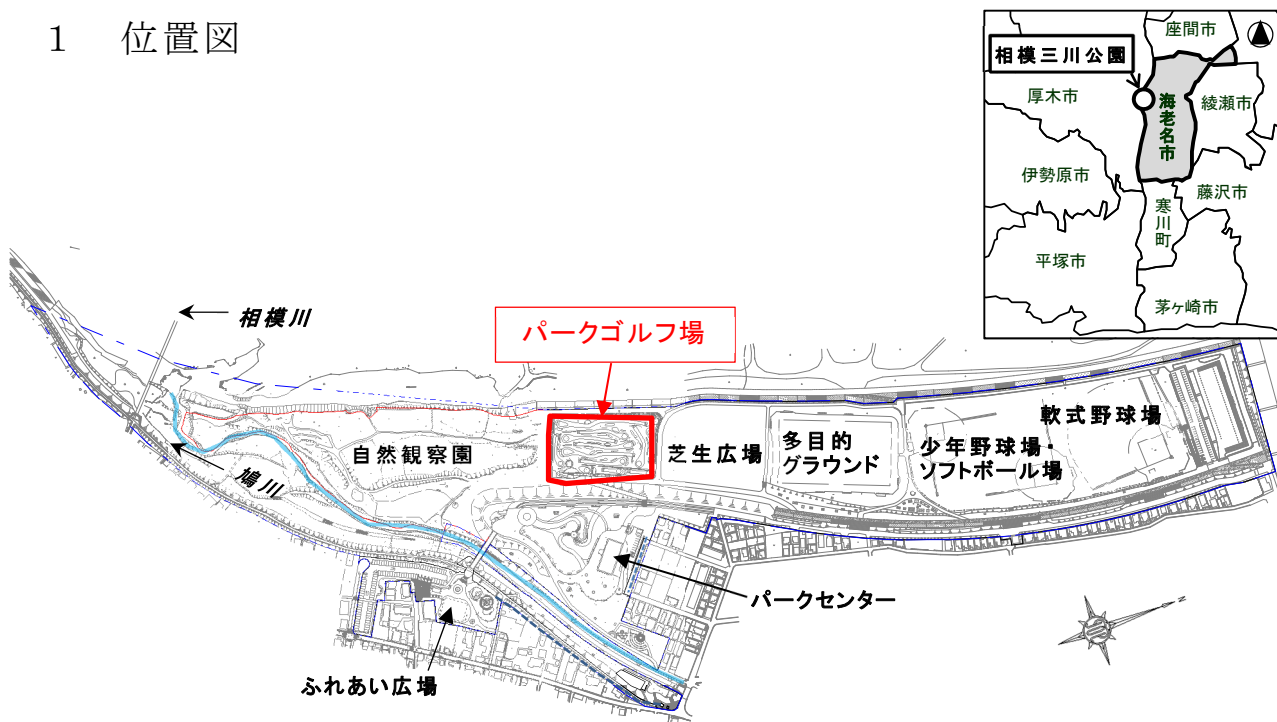
3 今後の予定

令和3年2月  
令和4年4月

県議会第1回定例会に条例改正議案を提出  
改正条例の施行

# 相模三川公園におけるパークゴルフ場について

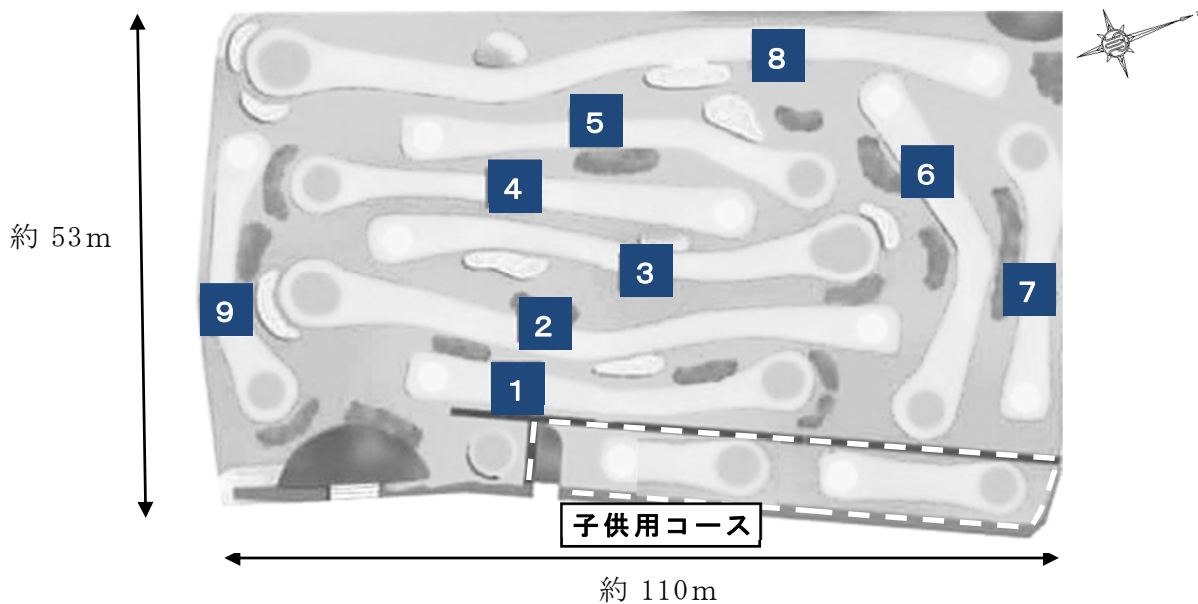
## 1 位置図



## 2 施設概要

- 設置年月日 : 平成 25 年 7 月 6 日
- 敷地面積 : 約 5,400 m<sup>2</sup>
- ホール数 : 9 ホール
- 備考 : その他、4 歳以上小学 3 年生未満の子供の利用を想定した子供用コースが 2 ホールあり（無料）。

パークゴルフ場 平面図



## V 県道湘南台大神の路線の認定について

県道湘南台大神の整備を進めるため、次のとおり路線の認定を行う。

### 1 路線の認定の必要性

本路線は、藤沢市北部の湘南台（国道 467 号）から、さがみ縦貫道路の寒川北インターチェンジに接続する県道相模原茅ヶ崎を經由して、平塚市大神（国道 129 号）までを東西に結ぶ路線である。

本路線については、地方的な幹線道路網の一部として、今後県で整備し、管理していくため、県道として認定する必要がある。

### 2 路線の認定の概要

路線名	県道湘南台大神	
起点終点	起点 藤沢市湘南台 ～ 終点 平塚市大神	
道路法第 7 条の規定に基づく認定事由	道路法第 7 条第 1 項第 4 号に該当するものとして認定 （ 2 以上の市町村を經由する幹線で、これらの市町村とその沿線地方に密接な関係がある主要地とを連絡する道路）	
関連都市計画道路	（都）宮山線・（都）遠藤宮原線・（都）高倉遠藤線 （都）柳島寒川線・（都）倉見大神線	
道路構造	道路規格	4 種 1 級（一部 4 種 2 級）
	延長	総延長：11.4 km 【実整備区間】 ・藤沢市宮原～寒川町宮山 2.3 km（藤沢市：0.8 km、寒川町：1.5 km） ・寒川町倉見～平塚市大神 1.7 km（寒川町：0.6 km、平塚市：1.1 km）
	代表幅員	25m（片側 2 車線×2 + 両側歩道）
	計画交通量	23,700 台/日

### 3 路線の認定に伴う関連路線の再編

県道湘南台大神の路線の認定に伴い、次のとおり、関連する県道の再編（市道との交換等に伴う路線の廃止、残区間の路線の再認定）を行う。

- (1) 県道菖蒲沢戸塚の路線の廃止及び県道戸塚亀井野の路線の認定
- (2) 県道遠藤茅ヶ崎の路線の廃止及び県道茅ヶ崎小出の路線の認定

なお、これらの県道の再編については、令和3年度に議案を提出する予定

#### <路線図>



### 4 今後の予定

- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 令和3年2月 | 県道湘南台大神の路線の認定についての議案提出         |
| 4月     | 県道湘南台大神の路線の認定についての告示           |
| 令和3年度中 | 関連する県道の再編に係る路線の認定及び廃止についての議案提出 |
| 令和4年4月 | 関連する県道の再編に係る路線の認定及び廃止についての告示   |

## VI 津波災害警戒区域の指定に向けた取組について

### 1 概要

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月施行）では、知事は、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という）として指定することができることとされている。

警戒区域を指定することにより、市町による警戒避難体制の整備や基準水位に基づくハザードマップの作成、要配慮者利用施設等において避難確保計画の作成などが行われることで、避難体制が強化される。

そこで県では、県の取組方針に基づき、令和元年12月に小田原ブロック（小田原市、真鶴町及び湯河原町）を警戒区域に指定したほか、区域の拡大に向けた取組を進めている。

### 2 取組状況

県は、小田原ブロックをモデル地域として、その成果を全県に広げるため、未指定の市町に対して、警戒区域指定の意向確認を行うとともに、個別に市町に出向いて、指定に向けた調整を図ってきた。

### 3 指定予定市町（令和2年度）

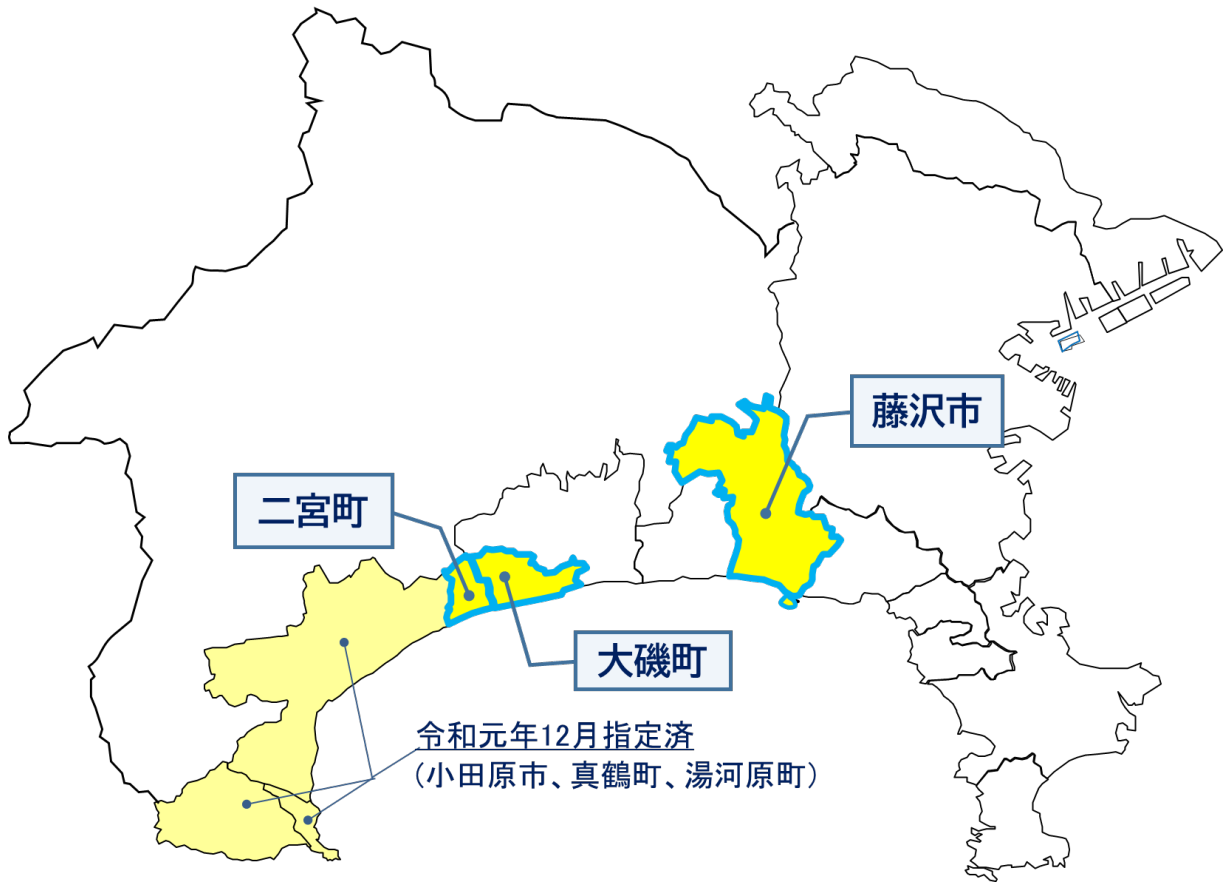
藤沢市、大磯町及び二宮町

### 4 今後の予定

警戒区域の指定を予定している市町の住民や要配慮者利用施設に対して説明会等を行い、令和2年度末までの指定を目指す。

その他の市町についても、引き続き、指定に向けて取り組んでいく。

○津波災害警戒区域指定状況図





## Ⅶ 相模湾沿岸海岸侵食対策計画の改定素案について

### 1 相模湾沿岸海岸侵食対策計画の概要

県は、砂浜の回復・保全を図り、将来にわたる美しいなぎさの継承を目指し、平成23年に相模湾沿岸海岸侵食対策計画（以下「本計画」という）を策定した。

本計画では、山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくりの推進を位置づけ、養浜を主体として、各海岸の特性に応じた海岸侵食対策に取り組んでいる。

### 2 改定の趣旨

本計画に基づき、養浜を主体とした侵食対策を進めた結果、横須賀海岸秋谷地区など、養浜の効果が現れている海岸がある一方で、茅ヶ崎海岸菱沼海岸地区など、予想外に波の影響を強く受け、侵食が進み、背後地や施設に被害が発生している海岸もある。

本計画策定から来年で10年目を迎え、より効果的な侵食対策を進める必要があるため、各海岸の砂浜の状況に応じて本計画を改定する。

### 3 改定に向けたこれまでの取組み

令和元年7月～ 沿岸首長等からなる「なぎさづくり促進協議会」で改定の方向性を説明

砂浜の測定の解析、養浜の効果検証、手法の検討

令和2年11月 有識者等からなる「広域漂砂調査技術検討会」及び県・市町からなる「海岸保全連絡調整会議」を開催し、改定素案を取りまとめ

### 4 改定素案の概要（主な改定内容）

現行計画の養浜を主体とした砂浜の回復・保全を図るという方向性を踏襲しつつ、砂浜の侵食、安定・堆積傾向を再評価し、その結果を踏まえ、各海岸の分類について、必要な見直しを行った。

具体的には、例えば、横須賀海岸秋谷地区については、これまでの対策により砂浜が回復し、安定傾向にあることから、分類AからDに変更し、茅ヶ崎海岸菱沼海岸地区については、高波の影響で侵食が進んでいることから、分類CからAに変更し、侵食対策の基本方針に基づき、対策を進めていく。

分類	侵食対策の基本方針	改定 (海岸名)	現行 (海岸名)
A	計画的な養浜を主とした砂浜の回復	<ul style="list-style-type: none"> <li>茅ヶ崎海岸(菱沼海岸地区)</li> <li>小田原海岸(国府津、前川地区)</li> <li>二宮海岸(二宮地区)</li> <li>大磯海岸(大磯地区(西))</li> <li>鎌倉海岸(七里ガ浜地区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>茅ヶ崎海岸(中海岸地区)</li> <li>小田原海岸(国府津地区)</li> <li>西湘海岸(大磯・二宮海岸)</li> <li>横須賀海岸(秋谷地区大崩浜田地先)</li> </ul>
B	既設護岸の改良とサンドリサイクル等による砂浜の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>小田原海岸(小八幡地区)</li> <li>横須賀三浦海岸(長井初声地区)</li> <li>葉山海岸(堀内地区)</li> <li>鎌倉海岸(由比ガ浜地区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大磯海岸(大磯地区(西))</li> <li>小田原海岸(小八幡地区、前川地区)</li> <li>横須賀三浦海岸(長井初声地区)</li> <li>葉山海岸(堀内地区)</li> <li>鎌倉海岸(由比ガ浜地区)</li> </ul>
C	維持的な養浜による侵食防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>茅ヶ崎海岸(柳島地区)</li> <li>藤沢海岸(片瀬西浜地区)</li> <li>三浦海岸(初声地区)</li> <li>逗子海岸(逗子地区)</li> <li>湯河原海岸(吉浜地区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>茅ヶ崎海岸(菱沼海岸、柳島地区)</li> <li>平塚海岸(平塚地区)</li> <li>三浦海岸(初声地区)</li> <li>逗子海岸(逗子地区)</li> <li>鎌倉海岸(七里ガ浜地区)</li> </ul>
D	サンドリサイクル等による砂浜の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>茅ヶ崎海岸(中海岸地区)</li> <li>藤沢海岸(辻堂地区)</li> <li>平塚海岸(平塚地区)</li> <li>大磯海岸(大磯地区(東))</li> <li>小田原海岸(東町地区)</li> <li>横須賀海岸(秋谷地区)</li> <li>葉山海岸(一色下山口地区)</li> <li>鎌倉・藤沢海岸(腰越・片瀬東浜地区)</li> <li>三浦海岸(三浦地区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>藤沢海岸(片瀬西浜、辻堂地区)</li> <li>大磯海岸(大磯地区(東))</li> <li>小田原海岸(東町地区)</li> <li>横須賀海岸(秋谷地区海老田後地先)</li> <li>葉山海岸(一色下山口地区)</li> <li>鎌倉・藤沢海岸(腰越・片瀬東浜地区)</li> <li>湯河原海岸(吉浜地区)</li> </ul>

※下線部は変更又は追加した海岸

A：侵食傾向にあり、砂浜の波消し機能が不足している海岸

B：安定・堆積傾向にあるが、砂浜の波消し機能が不足している海岸

C：侵食傾向にあるが、Aほど侵食が著しくなく、砂浜の波消し機能が残されている海岸

D：安定・堆積傾向にあり、砂浜が波消し機能を有している海岸

## 5 今後の予定

令和2年12月～令和3年1月 改定素案に対する県民意見募集

漁業者等関係者の意見聴取

令和3年2月

意見を反映した改定案の取りまとめ

令和3年第1回県議会定例会の建設・

企業常任委員会に改定案を報告

令和3年3月

本計画を改定・公表

○各海岸の砂浜の状況

【茅ヶ崎海岸中海岸地区】



平成 17 年 12 月 撮影



令和 2 年 3 月 撮影

平成 18 年度～令和元年度  
約 43 万 m<sup>3</sup> を 養 浜

【横須賀海岸秋谷地区】



平成 17 年 5 月 撮影



平成 30 年 1 月 撮影

平成 18 年度～平成 25 年度  
約 8 万 m<sup>3</sup> を 養 浜

【茅ヶ崎海岸菱沼海岸地区】



平成 30 年 3 月 撮影

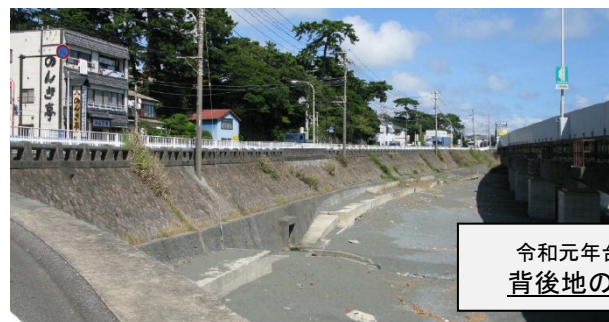


令和元年 10 月 撮影

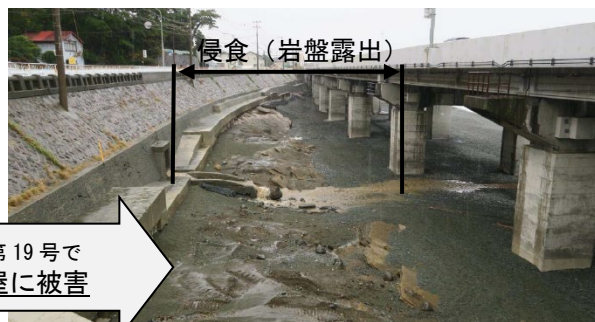
令和元年台風第 19 号で  
サイクリングロード被災

サイクリングロード被災

【小田原海岸前川地区】



平成 23 年 9 月 撮影



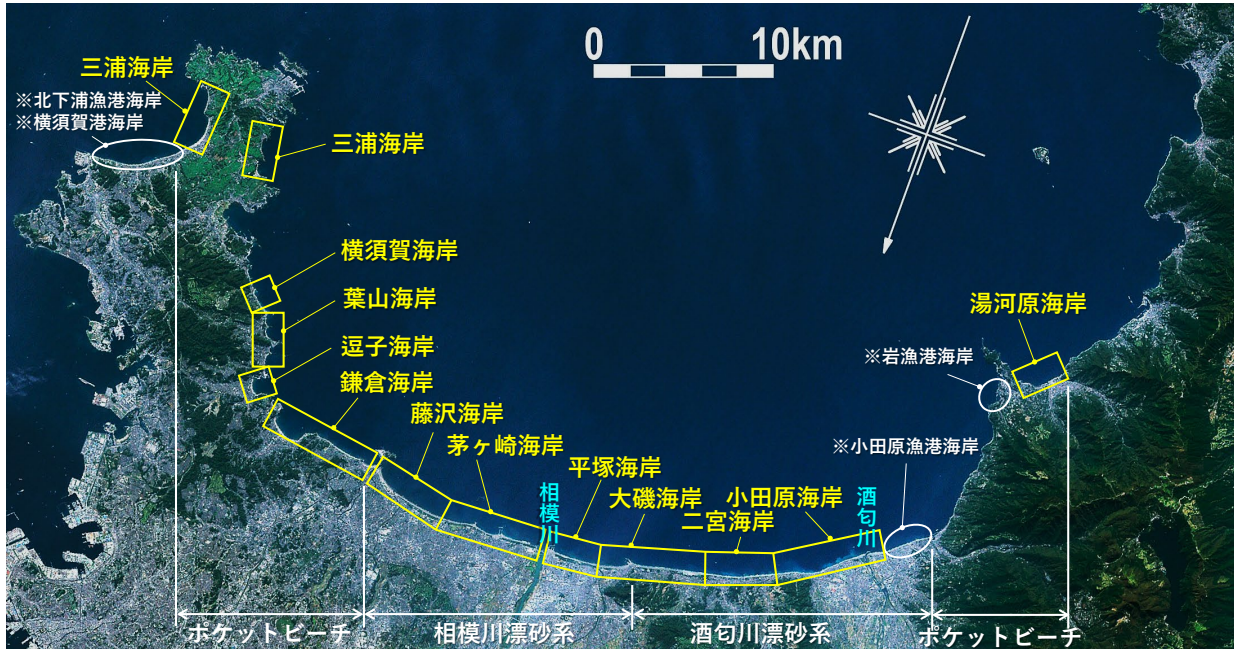
令和元年 11 月 撮影

令和元年台風第 19 号で  
背後地の家屋に被害

侵食 (岩盤露出)

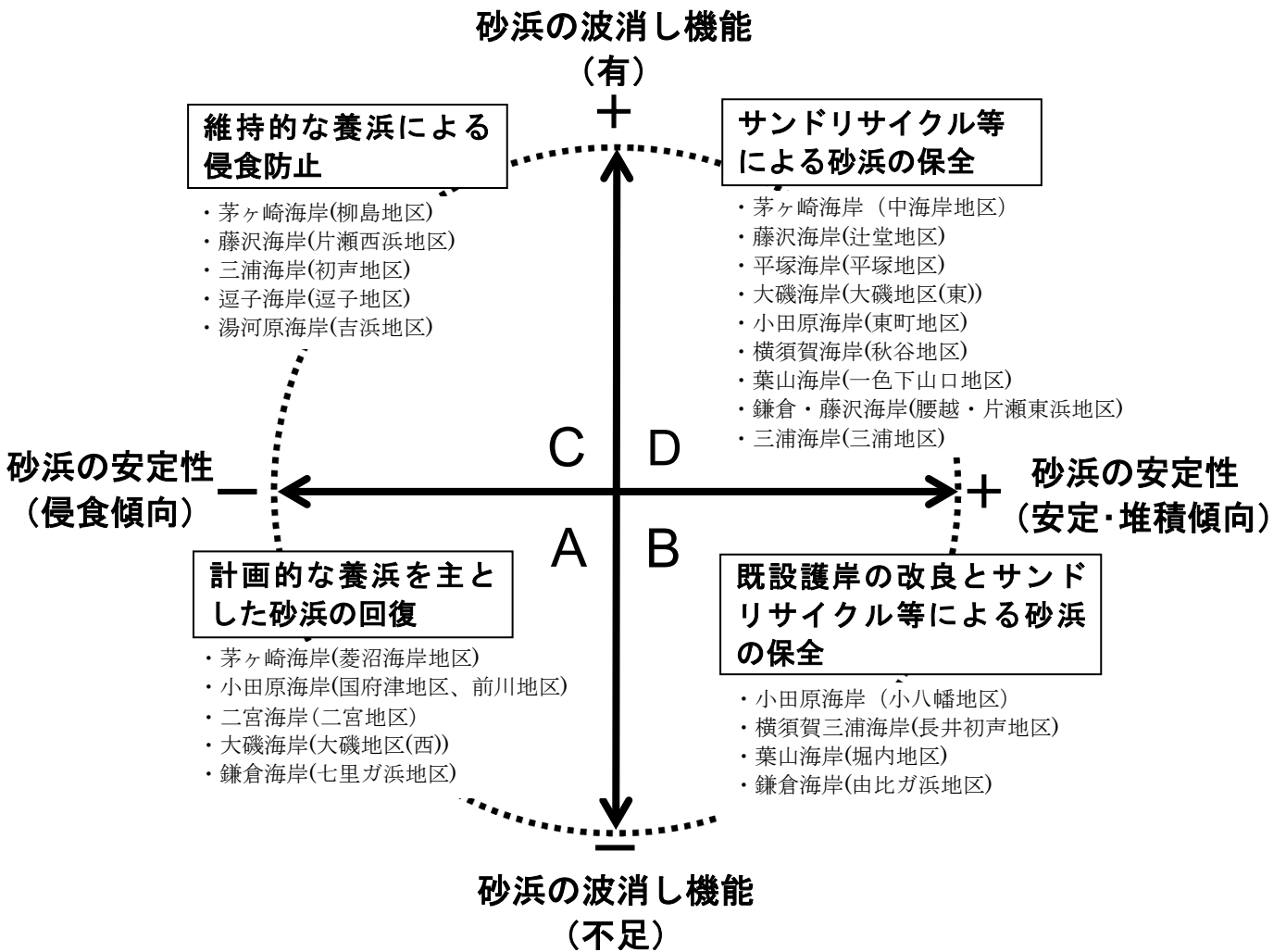


○相模湾沿岸海岸侵食対策計画の海岸位置図



※漁港・港湾海岸については、各管理者策定の侵食対策計画を掲載している。

○各海岸における侵食対策の基本方針





### 3 経営ビジョン素案の概要

#### (1) 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

#### (2) 基本理念

「快適な暮らしを支え健全な水環境を未来につなぎ経営の安定を図る」

#### (3) 主要施策

##### ア 主要施策1：効果的な老朽化対策

###### (ア) 改築更新の重点化

機械・電気設備について、老朽化の度合いと故障などによる利用者等に与える影響を考慮し、約300設備を厳選して改築更新を実施する。

###### (イ) 適切な予防保全と維持管理の効率化

計画的な点検と修繕による適切な予防保全を行うとともに、一括発注やICTの活用などによる業務の効率化を進める。

###### (ウ) 汚泥の集約処理

汚泥処理の効率化を図るため、酒匂川流域下水道の汚泥処理施設を改築更新に合わせ集約し、処理開始を目指す。

##### イ 主要施策2：災害対策の強化

###### (ア) 施設の耐震化

大規模地震時でも処理場の機能を継続するため、必要な施設の耐震化を推進し、対策完了を目指す。

###### (イ) 施設の耐水化

豪雨時の浸水を防ぐため、電源設備やポンプ設備等の耐水化や、雨天時浸入水対策の強化を図る。

###### (ウ) 下水処理場のネットワーク化

災害時等の相互融通機能を確保するため、寒川平塚幹線の整備に着手し、供用開始を目指す。

###### (エ) 危機管理体制の強化

業務継続計画の見直しや、市町と連携した合同訓練の充実等により、災害時等の危機管理体制の強化を図る。

##### ウ 主要施策3：環境保全の推進

###### (ア) 水環境の保全

箱根町湯本地区などの下水道未普及地域を解消するため、箱根

小田原幹線の整備を推進し、全線供用を目指す。

(イ) 地球温暖化への対応

積極的に省エネ機器の導入を図るとともに、再生可能エネルギーや下水道資源の有効利用について検討を進め、温室効果ガス排出量の約20%削減を目指す。

(4) 収支の見通し

主要施策の実施に係る事業費の算出や汚水量の推計等を行い、公営企業会計の区分による流域下水道事業の収支の見通しを示す。

(単位：億円)

区 分		令和2年度	令和3～12年度平均
収 益 的 収 支	収益的収入	256	231
	営業収益（市町維持管理負担金）	117	120
	営業外収益	138	110
	収益的支出	256	231
	営業費用（維持管理費・減価償却費）	249	227
	営業外費用	7	3
資 本 的 収 支	資本的収入	66	87
	国庫補助金	32	46
	市町建設負担金・企業債等	34	41
	資本的支出	86	105
	建設改良費	63	85
	企業債償還金	23	20
	補填財源（損益勘定留保資金）	20	18

(5) 持続可能な事業運営に向けた取組み

主要施策の着実な実施と合わせ、将来にわたり、安定的に事業を継続していくため、財源・人材・施設に関する経営面の課題に取り組む。

さらに、経営ビジョンの検証と柔軟な見直しにより、持続可能な事業運営を目指す。

ア 財源に関する取組み

交付金の確保に向けた国への働きかけや、流域市町とともに経費負担の適正化等に取り組む。

イ 人材に関する取組み

人材交流等を通じた職員の確保・育成や、民間活用などによる執行体制の効率化を図る。

ウ 施設に関する取組み

市町村との業務の共同化の推進や、長期的な視点での更なる広域化の可能性を検討する。

エ 経営ビジョンの検証と見直し

主要施策について目標※を設定のうえ、経営ビジョンを検証し、必要に応じて柔軟に見直しを行う。

※ 主な目標

【改築する設備数】

	中間年（令和7年度）	最終年（令和12年度）
相模川流域	約160設備	約250設備
酒匂川流域	約20設備	約50設備
全体	約180設備	約300設備

【施設の耐震化率】

	中間年（令和7年度）	最終年（令和12年度）
相模川流域	約90%	100%
酒匂川流域	約90%	100%
全体	約90%	100%

その他、処理場流入水量1 m<sup>3</sup>当たりの汚水処理に要した費用である汚水処理原価などの指標により、経営状況の確認等を行う。

4 今後の予定

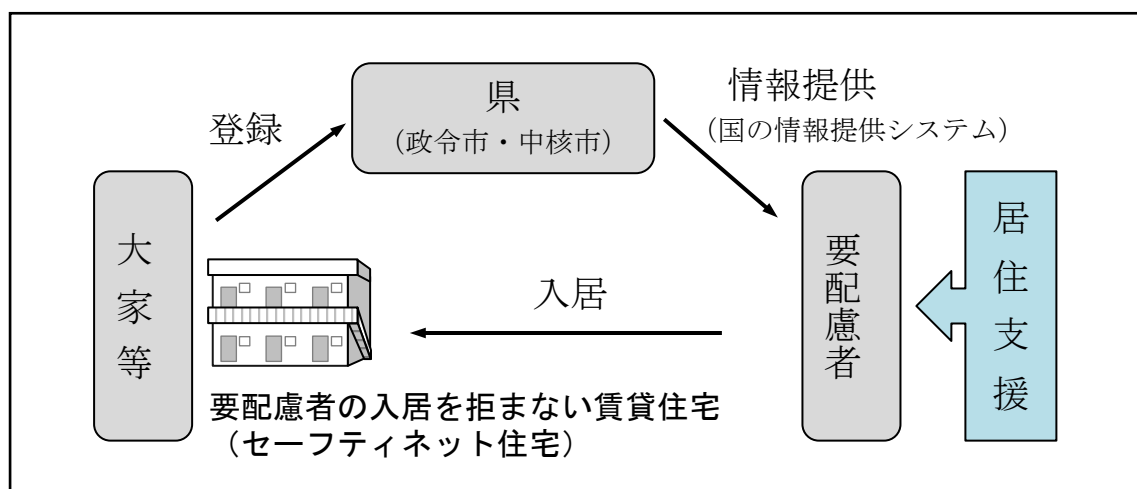
- 令和2年12月～翌1月 素案に対する県民意見募集の実施  
市町への意見照会
- 令和3年1月 神奈川県流域下水道経営懇話会での意見聴取  
2月 第1回県議会定例会の建設・企業常任委員会  
に案を報告  
3月 経営ビジョンを策定・公表



## IX 神奈川県賃貸住宅供給促進計画の一部改定素案について

### 1 計画の概要

神奈川県賃貸住宅供給促進計画は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく法定計画として、低額所得者や高齢者といった住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）の入居を拒まない賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）の供給目標や登録基準などを定め、平成31年3月に策定した。現計画は平成31年度から令和7年度までの7箇年を計画期間としている。



### 2 改定の趣旨

現計画では、セーフティネット住宅の登録基準について、「床面積25㎡以上」と定めているが、空き家の有効活用を図りつつ、要配慮者が安心して暮らせる住宅をより多く確保するため、基準を緩和する。

### 3 改定素案の概要

	改定	現行
各住戸の床面積	平成7年度以前に建築：16㎡以上 平成8～17年度に建築：18㎡以上 平成18年度以降に建築：25㎡以上 台所等が共用の場合は13㎡以上	25㎡以上  台所等が共用の場合は18㎡以上

#### 4 今後の予定

令和2年12月～3年1月 改定素案に対する県民意見募集の実施

令和3年2月 市町村と法定協議

建設・企業常任委員会に改定（案）を報告

令和3年3月 神奈川県賃貸住宅供給促進計画を改定・公表

#### 5 その他（ひとり親世帯向けのシェアハウスについて）

県では、ひとり親世帯向けのシェアハウスがセーフティネット住宅として登録できるよう、登録基準の見直しを検討してきたが、国において、「ひとり親世帯向けシェアハウスの基準」を新たに設ける方向で、年度内の告示に向け検討が進められている。これにより、県で緩和措置を行うことなく、ひとり親世帯向けのシェアハウスが登録できる見込みとなった。

神奈川県賃貸住宅供給促進計画 新旧対照表（素案）

※下線部が変更箇所

改 定	現 行
<p>第3章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給のために必要な施策</p> <p>2. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>(4)登録基準に関する事項</p> <p>ア 登録住宅(共同居住型賃貸住宅以外)の規模に関する基準について</p> <p>住宅セーフティネット法施行規則第11条で定める基準を以下のとおり緩和します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各住戸の床面積の基準</li> </ul> <p><u>平成7年度までに建築確認を受けた賃貸住宅 16㎡以上</u></p> <p><u>平成8年度から平成17年度までに建築確認を受けた賃貸住宅 18㎡以上</u></p> <p><u>平成18年度以降に建築確認を受けた賃貸住宅 25㎡以上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>台所、収納設備または浴室（もしくはシャワー室）が共用である各住戸の床面積の基準</u></li> </ul> <p><u>13㎡以上</u></p>	<p>第3章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給のために必要な施策</p> <p>2. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</p> <p>(4)登録基準に関する事項</p> <p>ア 登録住宅(共同居住型賃貸住宅以外)の規模に関する基準について</p> <p>住宅セーフティネット法施行規則第11条のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各住戸の床面積の基準 <u>25㎡以上</u></li> </ul> <p>（ただし、台所、収納設備または浴室（もしくはシャワー室）が共用である場合の床面積の基準 <u>18㎡以上</u>。）</p>

## X 県営住宅等の指定管理者の選定基準等について

県営住宅等の指定管理者の募集については、令和2年第3回県議会定例会建設・企業常任委員会（令和2年9月29日）において、募集条件及び選定基準の基本的な考え方等について報告したところである。

このたび、県営住宅等の選定基準について、外部評価委員会の意見を聴取した上で次のとおり定めたので報告する。

### 1 選定基準について

#### (1) サービスの向上（50点）

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

評価項目		評価の視点	配点
1	指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公営住宅法等の関係法令及び条例等を遵守し、県営住宅等の果たすべき役割を踏まえ、効果的・効率的な管理運営のための基本的な考え方が適切であるか</li> <li>○県営住宅の特性を理解し、高齢者等の配慮が必要な利用者に対してサービスを行うための基本的な考え方が適切であるか</li> <li>○業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。</li> </ul>	5
2	施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県営住宅の老朽化に対応する維持修繕業務の実施方針</li> <li>○共益施設管理業務、法定点検の実施方針</li> <li>○国の交付金対象となる修繕業務の実施方針</li> <li>○新型コロナウイルス等の感染症拡大防止の取組の実施方針</li> </ul>	5

	維持修繕業務、共益施設管理業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県営住宅の老朽化に対応する維持修繕業務の実施体制</li> <li>○共益施設管理業務、法定点検の実施体制</li> <li>○国の交付金対象となる修繕業務の実施体制</li> </ul>	5
3 利用促進のための取組、利用者への対応	入居者管理業務(入居者対応等)の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入居者からの要望・苦情・トラブル等への対処方針、解決に至らなかった場合の対処方針</li> <li>○手話言語条例や外国籍県民への対応方針が適切であるか</li> <li>○諸手続き(許認可補助、家賃関連補助、駐車場使用者管理)の実施方針</li> <li>○市町村などの関係機関と確実な連絡体制が確立できるか</li> </ul>	5
	入居者管理業務(入居者対応等)の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入居者からの相談等の受付体制や現場への指導・研修体制が適切であるか。</li> <li>○諸手続きの対応体制等が適切であるか</li> <li>○団地の巡回体制等が適切であるか</li> <li>○空き住戸の管理体制等が適切であるか</li> <li>○手話言語条例や外国籍県民へ適切に対応できる体制になっているか</li> <li>○公金(家賃、駐車場使用料)の収納管理体制等が適切であるか</li> <li>○サービスセンターの設置基準(新型コロナウイルス等の感染症対策を含む)や情報提供(ホームページ開設含む)が適切であるか</li> </ul>	10
	県営住宅等を取り巻く様々な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康団地づくりや県営住宅の課題を踏まえた提案となっているか</li> <li>○入居者の高齢化に対応した提案と</li> </ul>	10

	についての 取組	<p>なっているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○募集戸数の確保に向けた空き住戸の確認や地域別募集計画案の作成方法が適切であるか</li> <li>○健康団地づくりにおける空き住戸や空き施設の効果的な改修に向けたノウハウを有しているか</li> <li>○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等の取組</li> </ul>		
4	事故防止 等安全管理	危機管理等 に対する計 画と備え	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台風接近時等における予防・措置の体制及びその考え方が適切であるか</li> <li>○災害等が発生した場合の体制及びその考え方が適切であるか</li> <li>○管理施設の破損、事故等の緊急事態が発生した場合の体制及びその考え方が適切であるか</li> <li>○県や関係機関等との連絡体制及びその考え方が適切であるか</li> </ul>	5
5	地域と連携した魅力 ある施設づくり		<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の連携状況</li> <li>○健康団地づくりに向けた団地自治会等への協力体制</li> <li>○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容（維持修繕業務等の実施における地元企業への発注等の配慮）</li> </ul>	5

(2) 管理経費の節減等 (25 点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、民間事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
6 節減努力等	<p>「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額</p> $\frac{\text{提案額} - \text{積算価格から20\%以上節減している場合の積算価格から20\%節減した額}}{\text{提案額}} \times 25$ <p>提案額 (積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額)</p> <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p>	25

(3) 団体の業務遂行能力 (25 点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力 (専門人材の配置、類似業務の実績等) が確保されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
7 人的な能力、執行体制	<p>○管理開始直後から滞りなく業務を実施するための人員を確保できるか (業務経験を有する者や有資格者等の雇用の有無)</p> <p>○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況</p>	5
8 財政的な能力	<p>○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い</p>	5

<p>9 コンプライアンス、 社会貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況 (労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む)</li> <li>○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況</li> <li>○法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績</li> <li>○障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方</li> <li>○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs(持続可能な開発目標)への取組</li> </ul>	<p>5</p>
<p>10 事故・不祥事への対応、個人情報保護</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況</li> <li>○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況</li> </ul>	<p>5</p>
<p>11 これまでの実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○共同住宅(分譲、賃貸を問わない)の管理実績が適切であるか</li> <li>○県又は他の自治体における指定取消しの有無</li> </ul>	<p>5</p>



## 2 今後の予定

令和3年1月～ 指定管理者を募集

3月～ 外部評価委員会等による候補者選定

6月 第2回県議会定例会に、指定管理者の指定議案を提出

令和4年4月 指定管理者による管理運営開始

## XI 神奈川県建築基準条例等の一部改正について

### 1 改正の趣旨

神奈川県建築基準条例（以下「本条例」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）に基づき、建築物等の制限その他法の施行に必要な事項を定めた条例である。

本条例について昨年度実施した「神奈川県条例の見直しに関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づく見直しの結果を踏まえて、直近の法令改正による避難規定の合理化に合わせる等の所要の改正を行う。

また、都市再生特別措置法等の一部改正（令和2年6月10日公布）に伴い、本条例及び収入証紙に関する条例について所要の改正を行う。

### 2 改正の概要

#### (1) 建築基準条例について

##### ア 要綱に基づく見直しによる改正

##### (ア) 小規模な建築物に関する避難規定の合理化

法施行令の一部改正により、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満の小規模な建築物について、2以上の直通階段の設置基準及び敷地内通路の幅員基準が合理化されたため、本条例の規定についても合わせて改正する。

#### 避難規定の合理化の改正例

##### 第16条（共同住宅等の階段）

##### 【現行】

共同住宅等の用途に供する建築物<sup>※1</sup>で、2階における居室面積の合計が右表の場合、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段<sup>※2</sup>が必要。

構造種別	居室面積の合計
木造	50㎡超
不燃構造	100㎡超

※1 一定の耐火性能等を有するものは除く。※2 これに代わる施設で代用可。

##### 【改正】

次の要件を満たす建築物は、2以上の直通階段を不要とする。

- ・ 階数が3以下で延べ面積が200㎡未満
- ・ 直通階段の部分と当該直通階段の部分以外の部分とを間仕切壁又は防火設備により区画

##### (イ) 既存建築ストックの有効活用のための制限の緩和

都市計画区域以外の区域内における建蔽率、容積率、高さの限度等の制限に関する既存不適格建築物について、大規模の修繕・模様替や用途の変更の際に当該制限を緩和する規定を整備する。

(ウ) 手数料の減免対象の拡充

大規模災害による被災者の負担軽減を図るため、次表のとおり、被災住宅に係る建築確認等申請手数料の減免対象を拡充する。

また、知事が特別の事由があると認める場合に、本条例に規定する申請手数料を減免することができる規定を整備する。

被災住宅に係る建築確認等申請手数料の減免対象の拡充内容

減免対象	改正	現行
建築物等	建築物、 <u>建築設備</u> 、 <u>工作物</u>	建築物
工事種別	・建築（増築、改築、移転含） ・ <u>大規模修繕</u> ・ <u>模様替</u>	建築（増築、改築、移転含）
規模	<u>上限なし</u>	延べ面積 100 ㎡以内
手数料	確認申請、完了検査申請、 中間検査申請、 <u>許可</u> ・ <u>認定申請</u>	確認申請、完了検査申請、 中間検査申請
申請期間	災害発生日から <u>2年以内</u>	災害発生日から 6 月以内

(エ) その他の改正

用語の整理等の所要の改正を行う。

イ 都市再生特別措置法等の一部改正に伴う改正

都市再生特別措置法等の一部改正により、新たに「居住環境向上用途誘導地区」が創設された。

これに伴い、市町が都市計画に同地区を定め、さらに市街地環境を保全するために建築物の建蔽率の最高限度、壁面の位置の制限又は高さの最高限度を定めた場合において、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可するときの申請手数料を新設する。

(2) 収入証紙に関する条例について

都市再生特別措置法等の一部改正に伴い、新設する申請手数料を収入証紙により徴収するため、所要の改正を行う。

3 今後の予定

令和 3 年 2 月 第 1 回県議会定例会に条例改正議案を提出

令和 3 年 4 月 1 日 改正条例の施行

## XII 神奈川県手数料条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）では、一定規模以上の非住宅建築物の新築等をしようとする場合、所管行政庁等の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）を受けることが建築主に義務付けられている。

このたび、建築物省エネ法の一部が改正され、省エネ適判が義務付けられる対象の建築物が拡大されることから、省エネ適判及びそれに関連する認定等の申請手数料を徴収するにあたり、神奈川県手数料条例について所要の改正を行う。

### 2 改正の概要

#### (1) 面積区分の見直しによる申請手数料の改定

ア 省エネ適判が義務付けられる建築物の床面積の下限が 2,000 m<sup>2</sup>から 300 m<sup>2</sup>に拡大されることから、建築物省エネ法に係る申請手数料の面積区分を見直し、それに応じた手数料に改定する。

イ 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（以下「低炭素認定」という。）を取得することで、省エネ適判を受けたものとみなされることから、低炭素認定に係る申請手数料の面積区分も併せて見直し、それに応じた手数料に改定する。

#### (2) 新しい評価方法による申請手数料の整備

国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法を新たに追加したことから、建築物省エネ法に係る申請手数料にその評価方法を用いた申請の手数を整備する。

#### (3) その他の改正

条項ずれなど所要の改正を行う。

### 3 今後の予定

令和 3 年 2 月 第 1 回県議会定例会に条例改正議案を提出

令和 3 年 4 月 改正条例の施行

○省エネ適判及びそれに関連する認定等の概要について  
別表（第2条関係）8 県土整備局関係

項	根拠法令及び手数料の名称	制度の概要
<b>都市の低炭素化の促進に関する法律</b>		
49	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	建築主は、低炭素化のための建築物の新築等をしようとする場合、所管行政庁等の認定を受けることにより、税制優遇や容積率の特例を受けることができる制度。
50	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料 7	
(51)	建築基準関係規定の適合審査の申出があった低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料	
52	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	
53	変更部分について登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	
<b>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</b>		
54	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料	建築主は、一定規模以上の非住宅建築物の新築等をしようとする場合、所管行政庁等の判定を受けることが義務付けられている制度。（省エネ適判）
55	計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料	
56	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築主は、省エネ性能の優れた建築物の新築等をしようとする場合、所管行政庁等の認定を受けることにより、容積率の特例を受けることができる制度。
57	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料	
58	建築基準関係規定の適合審査の申出があった建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等申請手数料	
59	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	
60	変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	
61	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	建築物の所有者は、建築物を改修等する場合に、所管行政庁等の認定を受けることにより、省エネ基準への適合をアピールすることができる制度。
62	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能基準適合認定等申請手数料	
63	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明書交付手数料	建築主は、省エネ適判計画の変更において、軽微である証明を知事等から受けられる制度

※ (51)については、改正しない項

○省エネ適判及びそれに関連する認定等の申請手数料の面積区分の見直し

	改正	現行
都市の低炭素化の促進に関する法律		
低炭素建築物 新築等計画認定	(改正なし)	～ 300 m <sup>2</sup> 以内
	300 m <sup>2</sup> 超え ～ 1,000 m <sup>2</sup> 以内	300 m <sup>2</sup> 超え ～ 2,000 m <sup>2</sup> 以内
	1,000 m <sup>2</sup> 超え ～ 2,000 m <sup>2</sup> 以内	
	(改正なし)	2,000 m <sup>2</sup> 超え ～ 5,000 m <sup>2</sup> 以内
	(改正なし)	5,000 m <sup>2</sup> 超え ～ 10,000 m <sup>2</sup> 以内
	(改正なし)	10,000 m <sup>2</sup> 超え ～ 25,000 m <sup>2</sup> 以内
	(改正なし)	25,000 m <sup>2</sup> 超え ～
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律		
建築物エネルギー 消費性能 適合性判定 (省エネ適判)	～ 1,000 m <sup>2</sup> 未満	～ 5,000 m <sup>2</sup> 未満
	1,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 2,000 m <sup>2</sup> 未満	
	2,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 5,000 m <sup>2</sup> 未満	
	(改正なし)	5,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 10,000 m <sup>2</sup> 未満
	(改正なし)	10,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 25,000 m <sup>2</sup> 未満
	(改正なし)	25,000 m <sup>2</sup> 以上 ～
建築物エネルギー 消費性能 向上計画認定	(改正なし)	～ 300 m <sup>2</sup> 未満
	300 m <sup>2</sup> 以上 ～ 1,000 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 ～ 2,000 m <sup>2</sup> 未満
	1,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 2,000 m <sup>2</sup> 未満	
	(改正なし)	2,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 5,000 m <sup>2</sup> 未満
	(改正なし)	5,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 10,000 m <sup>2</sup> 未満
	(改正なし)	10,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 25,000 m <sup>2</sup> 未満
	(改正なし)	25,000 m <sup>2</sup> 以上 ～
建築物エネルギー 消費性能 基準適合認定	(改正なし)	～ 300 m <sup>2</sup> 未満
	300 m <sup>2</sup> 以上 ～ 1,000 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 ～ 2,000 m <sup>2</sup> 未満
	1,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 2,000 m <sup>2</sup> 未満	
	(改正なし)	2,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 5,000 m <sup>2</sup> 未満
	(改正なし)	5,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 10,000 m <sup>2</sup> 未満
	(改正なし)	10,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 25,000 m <sup>2</sup> 未満
	(改正なし)	25,000 m <sup>2</sup> 以上 ～

## XIII 神奈川県耐震改修促進計画の改定について

### 1 計画の概要等

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震化の目標や耐震化を促進するための施策等を定めており、平成19年の当初策定後、法改正や国の「基本方針」の見直しを踏まえ、これまで2回の改定を行っている。

### 2 改定の趣旨

現計画は、平成26年度から令和2年度までの計画となっており、今年度改定を予定していた。

しかし、現在、国において、耐震化の目標を含め「基本方針」の見直しを進めているところであり、県は、その内容を踏まえて計画の改定を行う必要があるため、今年度中の改定は困難となっている。

このため、来年度当初から計画の空白期間を生じさせないように、暫定的に現計画の計画期間を1年延長し耐震施策の継続を図る。

また、国の基本方針が明らかとなった段階で、その内容を踏まえた計画の改定を行う。

### 3 改定内容

現在の計画期間を1年延長し令和3年度までとする。

### 4 今後の予定

令和3年1月 現計画期間を1年延長

令和3年3月～6月 国の基本方針の見直し（見込み）

（以下、国の基本方針の見直しを踏まえた県計画の改定）

令和3年9月 第3回県議会定例会建設・企業常任委員会に改定素案の報告

令和3年10月～11月 改定素案に対する県民意見募集

令和3年11月～12月 第3回県議会定例会建設・企業常任委員会に改定案の報告

## 現行計画の概要等

### 1 計画の目標等

建築基準法の新耐震基準が導入される以前（昭和56年5月までに着工）の既存建築物の耐震化を図ることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的とする。

### 2 計画期間

平成26年度から令和2年度までの7年間

### 3 主な記載事項

#### ア 建築物の耐震化の目標

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和2年度までに95%とする。

#### イ 建築物の耐震化を促進するための主な施策

##### ① 住宅の耐震化の促進

住宅の所有者等への耐震化への普及啓発、窓口相談等の実施に関する事項

##### ② 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

大規模建築物や緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断の義務付け等に関する事項

#### ウ 計画の推進に関する事項

県と市町村で組織する「神奈川県建築物耐震化促進協議会」等の活動を通じた建築物の耐震化の促進に関する事項等



## XIV 高速横浜環状南線に係る行政代執行の実施について

### 1 概要

#### (1) 高速横浜環状南線事業について

高速横浜環状南線は、横浜横須賀道路の釜利谷ジャンクションから、栄インターチェンジ・ジャンクションを経由し、横浜市戸塚区で国道1号に連絡する全体延長約8.9kmの自動車専用道路で、令和7年度の開通を目指し、国土交通省及び東日本高速道路株式会社（以下「国等」という。）により事業が進められている。

#### (2) 行政代執行について

起業者である国等は、用地の一部について任意での解決が図れず、平成30年2月に土地収用法に基づき神奈川県収用委員会による収用裁決がなされた。

この収用裁決の明渡期限を過ぎてもなお土地の明渡しがなされていない案件につき、令和2年6月に起業者から県に対して、土地の引渡し及び物件の移転の代執行の請求が行われた。

県は、これを受けて、行政代執行法等に定められた戒告等の手続きに基づき、物件を移転するよう求めてきたが、同年11月2日の期限を経過しても履行されないため、同月27日に代執行を開始した。

### 2 代執行の内容

#### (1) 収用する土地

神奈川県横浜市栄区飯島町地内

#### (2) 移転又は撤去する物件

建物（居宅）、工作物、立木及び動産その他の一切の物件

#### (3) 移転義務者

1名（物件所有者）

#### (4) 代執行の期間

令和2年11月27日から同年12月22日（予定）まで

### 3 今後の予定

- 全ての物件撤去等が終了次第、代執行を終了して、起業者へ土地を引き渡す。
- 当該地では、令和7年度の開通に向けて、令和3年1月から地盤改良工事等が開始される予定。

## 【参考】

### ○ 主な経緯

平成14年12月：起業者が用地交渉を開始

平成27年10月：土地収用法に基づき国土交通大臣が事業認定

平成30年2月：県収用委員会が同年10月を明渡期限とする収用裁決

令和2年6月：県は起業者からの代執行請求を受け、法令等に基づき手続開始

### ○ 位置図

